

Progress ~ 進歩

一期一会

(広告)

6年7月号
2024年7月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086 - 466 - 1255
FAX 086 - 466 - 1288
第206号
発行担当者:山崎 亜紀

暑い日が続いていますね。年々暑さが増しているように感じます。昨今の物価高で水道光熱費が気になるところですが、体調を崩さぬよう水分補給やエアコン等を活用しながら、この暑さ乗り切っていきたいですね。

今月のテーマは月次決算についてです。何度か取り上げさせて頂いておりますが、三宅税理士法人では月次決算を行っております。なぜ、月次決算が必要なのか、月次決算を行うメリットなどご存知の方も多いと思いますが月次決算について再確認していただき、経営判断のお役に立てていただければ幸いです。

今月のテーマ：月次決算

《月次決算とは》

1年単位で行う年次決算は、1年をひとつの会計期間として決算を行い経営成績と財政状況を確定します。年次決算は会社法や法人税法などの法律によって実施することが義務付けられています。月次決算は1か月をひとつの会計期間と考え、会社の正しい経営状態を毎月把握していきます。弊社では「月次決算7つの法則」を取り入れ、月次決算を進めさせて頂いております。

- ・発生主義
収入・支出のような現金主義ではなく収益・費用の発生が確定した時点で計上する方法
- ・仮受金・仮払金勘定を清算する
仮勘定の精算を行い、適正な勘定科目に振替
- ・月次(実地)棚卸をする
毎月実地棚卸を行う(やむを得ず実地棚卸ができない月は計算上の在庫額)
- ・月割減価償却費の計上
年間減価償却予定額を12分の1ずつ計上
- ・月割賞与引当金
年間賞与支給予定額を12分の1ずつ計上
- ・消費税の税抜処理
税抜処理を行い、仮払消費税と仮受消費税を清算し未払消費税等を計上
- ・未払法人税等の計上
税引き前の利益に概算税率を掛けて計上



これらの処理を毎月行うことによって、決算時に大幅に数字が変動する事がなくなり、常により正確な数字を把握することができます。

《月次決算のメリットとは》

- ・決算の負担軽減
毎月、仮勘定の精算を行っていないと決算時に遡って調べることに相当の時間を要します。月次決算で清算しておくことで業務の負担を減らすことができます。
- ・タイムリーに現状把握し、経営判断に活かす
月次決算を行っていない場合、決算月が過ぎてから決算書を作成し、その後会社の状況がわかります。しかし、月次決算を行うこと事で月次決算が終了した時点で試算表からタイムリーに経営判断をすることができます。資金繰りを確認する上でも、月次決算を行う事は重要になってきます。また、月次決算を行っていないければ納税額も年次決算を行い、納付期限目前でないことを確認する事ができませんが、毎月、概算の法人税・消費税の納付予定額を確認する事ができます。
- ・金融機関からの信頼度向上
金融機関へ融資を申し込む際は月次決算が役立ちます。金融機関は会社の状態を把握した上で融資条件を決定しますが、そもそも会社の直近の状況がわからなければ融資条件は厳しいものとなります。月次決算を導入して最新の試算表を提出できるようにしておくことで、金融機関からの信頼度も向上します。

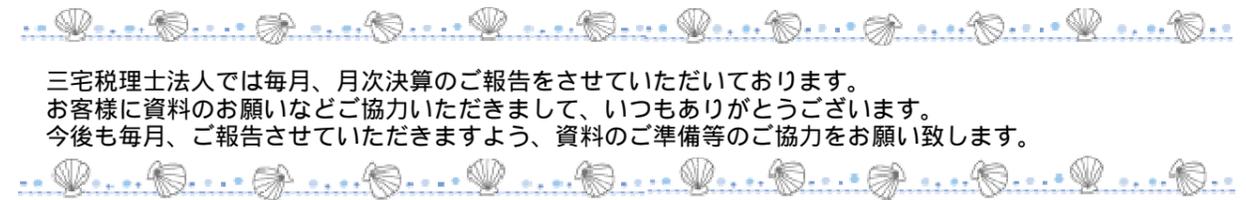
《月次決算を進めるために》

では、どのように月次決算を進めていけばよいのでしょうか。月次決算で意識していただくことは**スピードと正確性**です。例えば、月初めの3日間は月次決算業務の日と決めて社内にも共有し、他の仕事が入らないようにするなど締切日を決めて集中して取り組むことも1つの方法です。

通常業務が忙しく経理まで手が回らない。毎月、月次決算を締めるまでお作業が難しいとお声を聞く事も多々あります。もちろん本業あってのお仕事ですが経理を円滑に行い月次決算をする事ができなければ経営判断が難しくなるので、まずはできる範囲から行っていきましょう。

- ・現金出納帳にその都度記入・残高確認
現金出納帳の残高が合わずに時間が経過してしまうと、その原因を調べる為に膨大な時間と労力がかかってしまいます。必ずその都度現金出納帳の記入を行い、残高を確認しましょう。経理のスタートは、現金出納帳合わせからです。
- ・通帳記入
お忙しくて通帳の記帳ができない事もあるかもしれませんが、現金出納帳同様、時間が経過するとわからなくなることもあります。都度記帳はしていただき、通帳に覚書だけでも記入していただく事をお勧めしています。インターネットバンキングを利用することもお勧めいたします。

月次決算の前に経理が滞っているという場合は、まずこの2点は必ず行うようにして下さい。現金管理を行うことは月次決算に向けての第一歩です。そこから、先述させて頂きました月次決算7つの法則を使って、月次決算を行ってみましょう。まだ月次決算を実施されていない会社がすぐに月次決算を行う事にはハードルもありますが、月次決算を行うことによるメリットもたくさんあります。実地棚卸を行うなど、経理担当者だけではできない事もありますので、会社全体で協力体制が必要となります。月次決算を行う上でご不明な点がございましたら、弊社ではスタッフ全員が「月次決算7つの法則」を理解した上で、



三宅税理士法人では毎月、月次決算のご報告をさせて頂いております。お客様に資料のお願いなどご協力いただきまして、いつもありがとうございます。今後も毎月、ご報告させて頂きまますよう、資料のご準備等のご協力をお願い致します。

～ 源泉所得税の納期特例 ～

源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納期限ですが、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することで、給与の支給人員が常時10人未満の場合、次のように年2回にまとめて納付できるという特例制度です。

1月から6月までの源泉徴収分 納付期限 7月10日
7月から12月までの源泉徴収分 納付期限 翌年1月20日

7月10日は源泉所得税の納期特例期限となります。
6月1日以降は給与・賞与に定額減税がありますので、ご注意ください。
また、6月に賞与を支給された事業所は賞与に対する源泉所得税の納付にもご注意願います。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**7月11日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月11日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月5日(金)
8月22日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月16日(金)
9月5日(木)	7・8・9・10月決算法人様	8月30日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< 7月カレンダー >

10	水	*6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *1月～6月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用者)
11	木	*経営計画書作成セミナー:Vision *所得税の予定納税額の納付期限(第1期分)
31	水	*5月決算法人の確定申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の2・8月決算法人) *消費税(毎月納付5月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)